

# プラスチックを始めとした資源循環への取組について

1. 第四次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について
2. プラスチック資源循環法の施行について
3. プラスチック条約交渉について

令和4年9月

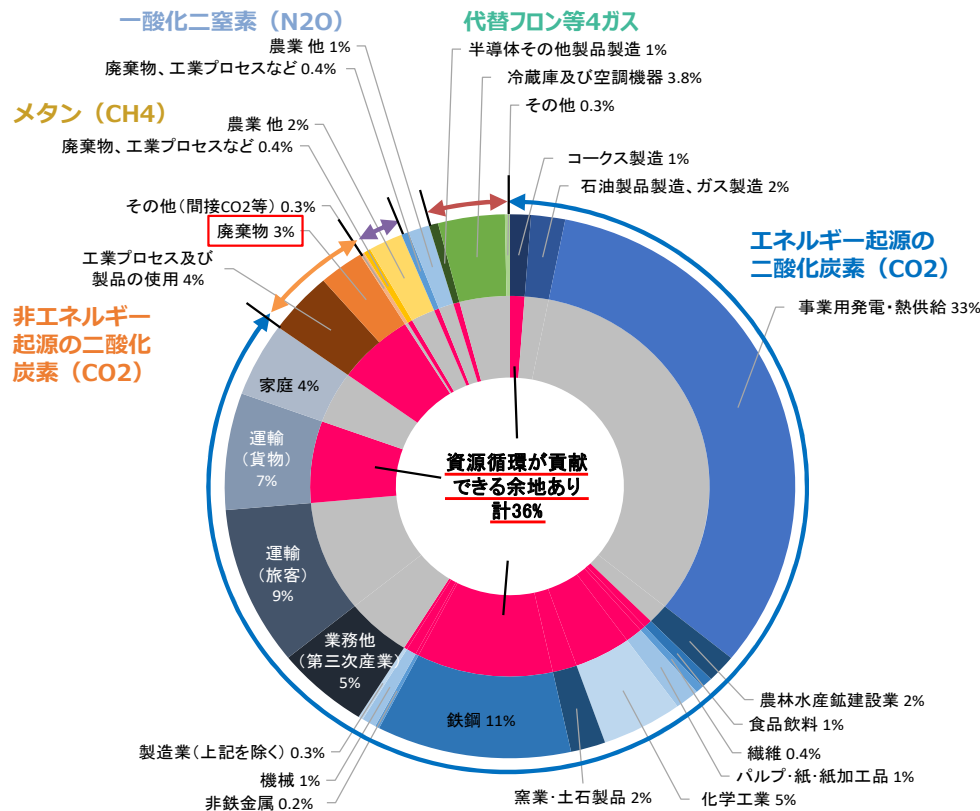
# 1. 循環経済工程表の策定について

# 炭素中立型社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成

- ・持続可能な社会経済システムを実現するためには、有限な地球環境の下で、徹底的に資源を循環させていく社会に移行し、**循環経済を実現**するとともに、**炭素中立型社会への移行**を同時達成していくことが必要である。
- ・我が国の温室効果ガス排出量（電気・熱配分前）のうち、廃棄物分野の排出量である3%を含め、**資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量は36%と推計**（2020年度に、全排出量1,149百万トンCO2換算のうち、413百万トンCO2換算）。
- ・**3R+Renewable**の考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による**資源循環と化石資源のバイオマスへの転換**を図り、**焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロ**にすることを旨とする。

## GHG種類、貢献余地の有無別、部門別の内訳（電気・熱配分前） （2019年度（令和元年度）温室効果ガス排出量確定値）

[温室効果ガスインベントリを基に作成]



## 廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ（案）

（令和3年8月、第38回循環型社会部会）

- ・2050年において、廃棄物処理施設（焼却施設・バイオガス化施設等）からの排ガス等の中の炭素の大半がバイオマス起源となり、廃棄物処理施設でCCUSを最大限実装できれば、**ネガティブエミッションにより廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性がある**ことが示唆された。
- ・技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組む必要がある。

### 【重点対策領域】

- ① 資源循環を通じた素材毎の**ライフサイクル全体の脱炭素化**
- ② **地域の脱炭素化**に貢献する**廃棄物処理システム構築**
- ③ 廃棄物処理施設・車両等の**脱炭素化**

## 地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の改定

（令和3年10月閣議決定）

- ・地球温暖化対策として、3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとする**サーキュラーエコノミーへの移行**が位置づけられた。

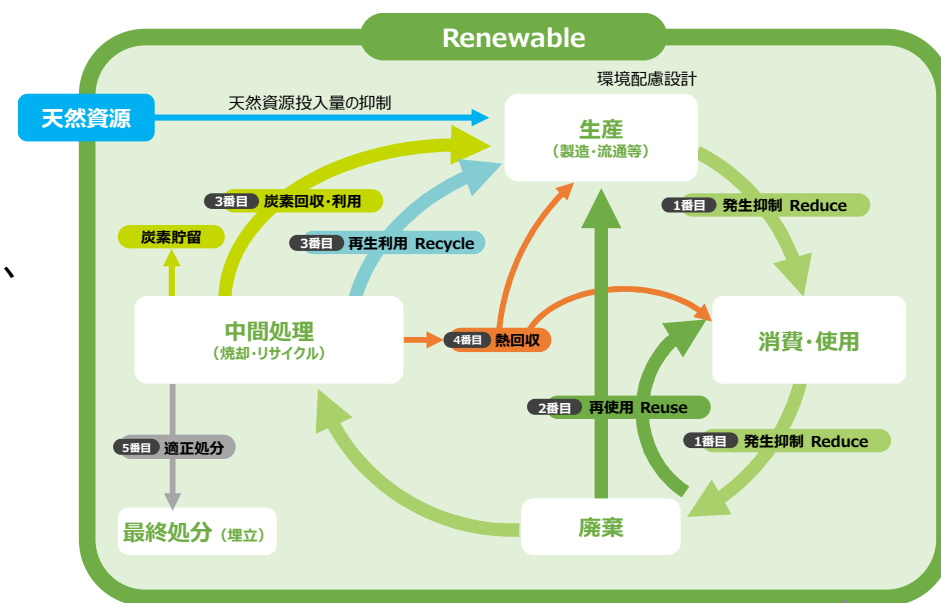
## 第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）

（令和4年8月、第43回循環型社会部会）

- ・「**ライフサイクル全体での徹底的な資源循環**」を重点点検分野と設定し、密接に関連する分野についても評価・点検を行った。
- ・その結果をもとに、**2050年を見据えた目指すべき循環経済の方向性**と**2030年に向けた施策の方向性**（素材や製品毎、廃棄物処理システムの方向性を含む）を取りまとめた。

## 2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- 循環経済（価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物発生最小化）への移行**
  - ：本業を含めた経済活動全体の転換、3R + Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、**ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献**
- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを**成長のエンジン**に、**GX**への投資
- 経済安全保障**の抜本的強化。  
持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。
- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、  
**各主体の連携・意識変革・行動変容**
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、  
必要な時に、必要なだけ提供



# 循環経済工程表の概要②（2030年に向けた施策の方向性）

2050年

2030年

各分野における施策等の方向性

循環経済関連ビジネス80兆円以上

素材毎の方向性	デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保・循環経済関連ビジネス基盤 物質・エネルギー両方の脱炭素シナリオ研究、資源循環の取組による脱炭素効果定量分析	バリューチェーン全体でのロスゼロ	
プラスチック・廃油	プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable、市場ルールの形成 廃溶剤のアップサイクル等廃油のリサイクル推進	再生材の活用・新規投入のバイオマス化、燃やさざるを得ない場合の熱回収徹底	プラ戦略マイルストーン プラ回収量倍増
バイオマス	廃棄物系バイオマスの活用、食品廃棄物ゼロエリアの創出、フードドライブ等 再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給に向けた取組	自然の中で再生されるペースを超えない利用	食品ロス400万トン以下
金属	分別回収の参画、AI等の活用による選別高度化、動静脈動態等による国内資源循環の促進 アジアを中心とした国々で再資源化が困難な使用済み製品等からの金属の再資源化	ライフサイクル全体での最適化 アジア域での重要鉱物の資源循環	金属リサイクル原料 処理量倍増
土石系・建設材料	脱炭素社会に向けたシナリオ分析を踏まえた定量的知見の充実 原材料使用の効率性向上、環境配慮設計、建築物長寿命化 セメント製造工程での有用金属回収、副産物・廃棄物・処理残渣物利用拡大、混合セメント利用拡大	付加価値の高い再生利用	
製品毎の方向性	生産段階での環境配慮設計、再生可能資源利用の促進 使用段階でのリユース、リペア、メンテナンス、サブスクリプション等、新たなビジネスモデル	ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化	
建築物	良質な社会ストックの形成・維持による発生抑制、有効活用できる建築資材の再使用 建築系廃プラの再資源化等のため、速やかに建設リサイクル法含めた制度的対応を含めた検討	コンパクトで強靱なまちづくり 対象エリアから取り残された災害に脆弱な地域で、災害時廃棄物発生量低減・防災力向上の観点から施策検討	
自動車	現在の排出実態の早急な把握 削減効果、電動化影響、蓄電池排出状況分析	自動車リサイクル分野における脱炭素戦略の検討	自動車リサイクル全体の脱炭素化 自動車リサイクルプロセスそのものの脱炭素化
小電・家電	小電年14万トン回収 廃家庭用エアコンの回収推進によるHFC回収量増	サービス化や付加価値の最大化を図る循環経済関連の新たなビジネスモデル	
温暖化対策等により新たに普及した製品や素材	太陽光発電設備のリユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討 LiB・鉛蓄電池の適正リユース・リサイクル、火災発生防止対策に向けた総合的な対応策	リサイクル技術の高度化を含め3Rに関する技術開発・設備導入	
ファッション	ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計 衣類回収システム・リサイクル技術高度化に向けた実態把握、関係省庁一丸となった体制整備	社会全体での適量発注・適量生産・適量購入・循環利用	サステナブルファッション実現
循環経済関連ビジネス	事業者と投資家等との開示・対話に関する取組の後押し、サプライチェーン全体での取組評価 包括的な技術開発・社会実装のための新たな支援策	循環経済関連ビジネスの実証フィールド国家、ESG投資が呼び込まれる社会 地域の循環経済移行、デジタル技術・ロボティクス等最新技術の徹底活用支援	地域・社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及、トレーサビ確保、効率性向上
廃棄物処理システム	脱炭素技術評価検証、官民連携方策検討 廃棄物処理システム・施設整備方針等検討	実行計画の策定	2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組
地域の循環システム	資源循環分野における地域循環共生圏を構築推進するためのガイダンスの策定 分散型の資源回収拠点ステーションや対応した施設整備に向けた運営・機能面等含めた施策検討	廃棄物を地域の資源として活用	
適正処理	3R+Renewableに当たって、製品安全、有害物質リスク管理、不法投棄・不適正処理防止 産廃最終処分場残余年数について、2019年度の水準（17年分）を維持（2025年度）	廃棄物を適正に処理するためのシステム・体制・技術の堅持	
国際的な循環経済促進	長期戦略・計画策定支援、関連制度整備支援、人材育成、循環インフラ標準化、福岡方式の海外展開 二国間協力、環境インフラ海外展開、G7・G20活用、アジア太平洋地域のプラットフォーム構築・拡大	我が国循環産業や資源循環モデル海外展開 循環経済関連ビジネスの成長	適正な国際資源循環体制の構築
各主体による連携、人材育成	循環経済パートナーシップ（J4CE）の活用 様々な教育の場の活用、人材育成、物質循環と温室効果ガス算定ツールの整備	各主体の適切な役割分担、業種・分野を超えた多様な主体間連携	

## 2. プラスチック資源循環法の施行について

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景



- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

設計・製造	<p><b>【環境配慮設計指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>	
販売・提供	<p><b>【使用の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> </ul>	 <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>	
排出・回収・リサイクル	<p><b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の<b>再商品化計画</b>を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化する計画</b>を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が<b>再資源化事業計画</b>を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>

<プラスチック資源の例>



<店頭回収等を促進>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

### 3. プラスチック条約交渉について



# プラスチック汚染に関する条約の政府間交渉委員会（INC）について

## ● 2019年6月 G20大阪サミット

日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

## ● 2022年3月 国連環境総会（UNEA）

世界全体で実効的な海洋プラスチックごみ対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、INC（政府間交渉委員会）の設置を決議。

### 決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」

（前文）

- 海洋環境等におけるプラスチック汚染が深刻な問題となっていることを懸念
- 社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識
- 各国の状況を考慮し包括的なライフサイクルアプローチで対処する必要
- プラスチック汚染対策は、マイクロプラスチック対策を含む

（本文）

- 条約づくりのための政府間交渉委員会（INC）の設立を決定。2022年後半交渉開始、24年末までに作業完了  
(→ 最速で2025年に条約を採択)
- 条約の内容： 持続可能な製品設計、廃棄物適正管理、国別行動計画の策定・実施・更新 など
- INCの検討事項： 条文案、資金メカニズム、科学的知見及び優良事例、科学的情報等の提供メカニズム など
- データ及び情報の共有を強化（特にモニタリング）

# 今後のスケジュール

2022年

**第1回政府間交渉委員会会合 (INC1)**

2023年

**INC2** : 4月末      **INC3** : 11月末

2024年

**国連環境総会 (UNEA)** : 2/26の週 (INCの検討状況を報告)

**INC4** : 5月前半

**INC5** : 12月前半 (条約案の取りまとめ)

2025年

**外交会議** (条約を採択、各国の署名開始 (賛同の意思表示))      ※最速ケース